

内閣府・文部科学省消費者教育連絡協議会 第5回会合 議事要旨

1. 開催日 平成19年6月28日(木) 16:00~17:00

2. 場所 文部科学省会議室

3. 出席者

[構成員] ※代理出席含む

- 内閣府国民生活局消費者企画課 井内課長
- 文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課 湊屋課長
- 文部科学省初等中等教育局教育課程課 松永課長補佐

[その他]

- 内閣府国民生活局消費者企画課 山崎課長補佐
- 内閣府国民生活局消費者企画課 阿部係員
- 内閣府国民生活局消費者企画課 日下部係員
- 文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課 竹下係長
- 文部科学省初等中等教育局教育課程課 川口係員

4. 概要

(1) 開会(以下、内閣府山崎補佐の司会で進行)

(2) 消費者教育の体系的推進について資料(資料1)に基づき井内課長から説明。

《以下、発言要旨》

湊屋課長 : 学習指導要領を改訂するにあたって、具体的なことを盛り込んで欲しいとの話があるが、実際に指摘されている事をそのまま取り入れるのはなかなか難しい。

(3) 消費者基本計画検証・評価・監視(平成19年度)について資料(資料2)に基づき山崎補佐から説明。

(4) 昨年度及び今年度における内閣府の取り組みについて阿部、日下部から説明。

《以下、発言要旨》

井内課長 : 多重債務問題に関して、成人期のところについては幅広く消費者教育をするようにと言われている。また、その中で消費者教育のポータルサイトにうまく情報を載せて運用することが必要と考えている。当サイトは平成20年度に立ち上げる予定だが、これが大きなものと捉えている。

もう一つは人材育成で、今年度は実際にプログラムを作成していく予定であり、どのような形にしていけばいいかは、今後、相談していきたいと考えているので、ご協力いただければ幸いです。

プログラムを検討する際には内閣府所管の独立行政法人国民生活センターにもメンバーに入ってもらうことを考えている。また、自治体や国民生活セ

ンターで行う研修等でもそのプログラムを使ってもらおうと考えている。作成したプログラムを実施していくことも消費者基本計画に入っているため、実施していかなければいけないと考えている。

教材に関しては、実際には関係省庁の消費者教育会議で各省の作成状況を聞いてから、教材が作られていない分野のものを内閣府が作成していかなければならないと考えている。内閣府の中では「中高生を対象とした教材が無いのではないかと話をしている。金融広報中央委員会では昨年度立派な教材を作成しているが、金融分野のものであるため、内閣府では横断的な教材を作成することを考えている。

また、先ほどご説明した消費者政策部会の提言にもあったとおり、コーディネート機関が重要とされており、消費生活センターや教育委員会など、もしくは消費者団体、学校、公民館などが考えられる。その他、現時点でうまくいっている事例に取り組んでいる団体に研究会に入って頂いて、その方法を地方自治体へ発信していくこともできると思う。

湊屋課長 : 今年度、内閣府では、中高生向けの金融教育分野も含んだ、消費者教育全般的な教材を作成することを検討しているということか。

井内課長 : そうである。現在、消費者教育の体系化に際して、ライフステージを児童期、少年期等など4つに分けて考えているが、ちょうど中高生あたりを対象にした教材を作成すれば、オーソドックスなものとして幅広い世代に利用してもらえるものとなるのではないかと考えている。

「消費者教育は何を教えればいいのか」というのが明確にわかる見本になるような教材をイメージしている。それは、必ずしも学校で使用するものというわけではなく、書店に置いてもいいような汎用的なものであり、体系化の時に分けたような4分野について書かれているくらいの内容で考えている。まずは、横断的なものを考えている。

松永課長補佐 : 今の話に関して、金融広報中央委員会では、学校での使用を前提として、各教科、総合的な学習の時間、特別活動などで「このような指導の形がある」ということを示したプログラムを作成している。

現在、学習指導要領改訂の時期であるため、新しい学習指導要領を念頭に置いて教材を作らなければ、本来は学校の使用のために作った教材でも、実際には学校で使用されることはないなどといったことが起こりえるので、教材の内容には配慮する必要がある。

井内課長のお話にあったように、基礎的な部分を載せた教材で、学校で使うこともできて、例えば、金融庁のように子供自身がインターネットでいつでも見ることができるというような形にするのが現実的であると思う。

井内課長 : そのような方針で考えている。例えば、法教育の分野では、法律の先生が法教育とは何かといった新書を出版しているが、そのような形が良いと考えている。そのような趣旨でしっかりした内容の「教材」を作り、ポータルサイトに掲載し、見ることもダウンロードすることもできるようにし、要望があれば冊子も作るように考えている。

ご指摘のとおり、改訂が絡んでくると思うので、学校教育を前提とした教材を作ることは想定していない。中高生が読めるような教材を作成すれば、小学生の高学年から高齢者まで幅広く「教材」として利用できるようなものが作れるのではないかと考えている。

実際にそのようなものを作る際には、研究会のアドバイザーのような形で教材作成のプロを紹介していただけることは可能か。

松永課長補佐 : 色々な形が考えられると思うが、大学の先生など、適任者を紹介することはできると思う。適宜、内容を見せて頂きながら作成していくなどの協力は可能だと思う。

井内課長 : できる範囲でご協力をお願いしたい。

(5) 昨年度及び今年度における文部科学省の取り組みについて湊屋課長から説明。

《以下、発言要旨》

井内課長 : 多重債務問題については内閣府でも取り組んでいるが、大学では新入生などがトラブルにあっているようである。

先ほどのご説明では国立大学へは連絡しているようであるが、私立大学への働きかけは難しいのか。

湊屋課長 : 国立大学を所管していたため、学生担当者の定例会議等は国立大学が中心となっている。

しかし、先ほど説明した、2月の通知については、国立だけでなく私立にも出している。国立大学については、通知を出した上で、さらに定例会議でも改めて説明している。

従って、多重債務問題については、対策プログラムの中に施策が明記されているということについて、国公立大学、私立大学へ広く周知している。

井内課長 : 内閣府の場合は、各省が作成している教材の分野をみて、作成されていないテーマがあればそれを作成し、どの分野も網羅されていれば、横断的な教材を作成しようと考えている。

文部科学省では、昨年度に携帯電話に関する教材を作っていたが、リーフレットなどの教材を作る際に、どのようにしてテーマを選んでいるのか。かなり、広い範囲からテーマを選べると思うが、要望があるものにするなどな

のか。テーマの決め方について話を伺いたい。

港屋課長 : 消費者教育だけの要望はあがってこないで、各省の作成状況を見ながら、作成されていない分野のものを作っている。

(6) 学習指導要領改訂の状況 (今後の予定含む) について松永課長補佐から説明。

《以下、発言要旨》

井内課長 : 学習指導要領は、今年度中に改訂を目指しているとのことだが、年度内に改訂された場合、導入までにどのくらいかかるのか。2年後位か。

松永課長補佐 : 教科書との関係がある。これまでは改訂後、導入までに3～4年移行措置の期間を設けてきた。

井内課長 : 今回の改訂は、かなり変わりそうか。

松永課長補佐 : 平成18年2月に中央教育審議会教育課程部会の審議経過報告が出され、消費の部分も含めて改善の方向性が示されている。その後、教育基本法の改正があり、それを受けて、今後どのようなところに重点をおくかということで、今年の1月に第3期教育課程部会の審議状況がまとめられた。この審議は、審議経過報告も含めそれまでの方向性を変えるということではないという理解でいる。今後、全く白紙の状態から始めるというわけではなく、学校教育法が変わったので、教育基本法と学校教育法を踏まえて、さらに具体的に詰めていくというところである。

井内課長 : 他省庁、特に金融庁と多重債務のことでとやりとりをされていると思う。学習指導要領については、今後中教審で審議されるとのことだが、文部科学省でも多重債務、金融教育が学習指導要領に位置づけられるということで議論が進むのか。

松永課長補佐 : 「学習指導要領に位置づける」という表現をよくされるが、「位置づける」という表現が何を意味しているのか、定かではない。学習指導要領では、発達段階と各教科等の系列を考えながら、内容を配列している。他省庁で作成しているようなプログラムが各教科にすぐ使えるようになっているというわけではないことについて理解して頂きたい。

金融庁の金融教育ほか、個別でいただいた要望は審議会に伝えている。今回の多重債務問題改善プログラムに係る記述については、学習指導要領上の文言には出てこないが、学習指導要領解説に書いてあり、概ねの教科書にも書かれている。今後、それをさらに明確にしていくための検討をすることにな

ると考えている。

井内課長 : 学習指導要領の改訂はおよそ10年に1度と長い間変化しないが、消費者を取り巻く状況は日々変化している。その間は、状況に応じて教材などを作成する形で対応できればと思う。もしくは、内閣府のポータルサイトのようなところに教材の情報を載せて頂く方が現実的かと思う。

(7) その他

《以下、発言要旨》

井内課長 : 今後の開催については、またご相談したいと思っている。
自治体などの教育担当部局と消費者担当部局でやり取りをすることは重要だと考えているが、ただ「連携」といっても、イメージしにくいいため、呼びかけだけでは受け入れられにくいと思う。今後は、具体的な例を入れながら、自治体などに受け入れられやすい形で議論が進められればと思う。
次回の協議会では、今年度立ち上げる研究会の内容も含めて、このような事について議論していければと思う。

湊屋課長 : 「連携」のコーディネートについては、専門家同士のつながりのコーディネートと、専門家と素人とのつながりのコーディネートがある。
消費者教育については、「人」が重要で、盛岡市など、それについて熱心な方が1人いればうまくいくが、熱心な方がいらっしゃらないとなかなかそうはいかなくなってしまう。

井内課長 : 消費者教育を行っている機関や、実際に教育をしている現場をつなげる“つながり”が大事である。教育を受ける学校や消費者を集めた場があっても、教える専門家が散在していて、それらがつながっていないと消費者教育は実施されない。それをどのようにしたらいいのか、検討していければと思う。
多重債務の問題について検討していた時にも出た話だが、消費者教育には、「人」が重要であると思う。例えば、盛岡市など、多重債務に熱心な人が1人いれば、多くの方がそこに相談するという事がある。
自治体や消費者団体に、うまく働きかけ、機能を果たせる人が育てば良いと思う。うまくいっている事例についてアンケートなどで、自治体の協議会の有無など、実態調査ができればと思う。

湊屋課長 : 情報が集まる場が必要ということだと思う。その場に行けば、講師や教材の存在を教えてもらえるなど、ポータルサイトのような機能を果たす場が地域ごとにあれば良いと思う。

そこは人事異動があまりないようなところであることが理想であると思う。1～2年で人が異動しては、なかなかつながりはできないと思う。消費生活センターのような、ある程度の期間は人事異動のないようなところが、情報を集める役目を果たせればうまくいくのではないかと思う。

(8) 閉会

以上